

関市自治基本条例の運用及び進捗について

【前文】

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

【第1条～第6条関係】

（目的）

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者(市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。)をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(基本原則)

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利
- (3) まちづくりに関して学ぶ権利
- (4) まちづくりに参画する権利

(市民の役割及び責務)

第6条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

【第7条関係】

(子どもの権利)

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

【第7条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1)VSプロジェクト

高校生対象のまちづくりチーム。高校生ならではの視点を活かした情報発信や関市を舞台にイベントの企画・運営を行います。

《実績》令和4年度

関市内在住・在学の高校生15名が参加。月1～2回の活動を実施(全20回)。主な活動は、ぐるっとナゾ解きビンゴ(刃物まつり)の実施、まなびかふえへの参加(市内高校活動発表会)、関市ジュニアリーダーとの交流会 等

(2)若者まちづくり団体・プレーヤー登録制度

関市で自主的かつ主体的にまちづくり活動を実施する若者(15歳～24歳)に対し、市が必要な物品の貸与やイベント保険の加入、事業のアドバイスなどのサポートを行います。(R5. 7から対象を29歳までに拡大)

《実績》令和4年度

登録件数(前年度から継続の活動案件を含む。) 7件

※ 「自治基本条例出前講座」(中学校3年生を対象にした関市自治基本条例の出前講座)は、令和元年度の4件を最後に、以後の実績なし。

★5次総(関市第5次総合計画、後期基本計画)

施策5 子育て支援 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
子育て支援の満足度	87.5%	92.0%	90.8%	UP
子育て親子の交流ができる集いの場の利用者数			43,000人	83,000人

施策8 教育環境づくり 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
教育環境づくりの満足度	88.3%	90.4%	91.2%	UP
留守家庭児童教室の受入率			100.0%	100.0%

施策9 小中学校教育 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
小中学校教育の満足度	88.1%	91.2%	92.1%	UP
小学校が楽しいと感じる児童の割合	87.0%	87.0%	86.0%	91.0%

施策10 関商工高等学校 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
関商工高等学校の満足度	91.5%	94.9%	96.6%	UP
卒業生の資格取得者割合	85.9%	85.0%	99.0%	100.0%

【第8条関係】

(高齢者、障がい者等の権利) 第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。
--

【第8条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1)アクティブGメン♪75(生涯現役プロジェクト)

アクティブシニアセミナーの受講者(50歳代～90歳代)が、野菜づくり・木育(刃物)・刃物を3本柱に、子ども食堂やサロン向けの野菜づくり、刃物ワークショップの指導サポート、保育園の野外活動の見守りボランティアなどを行い、「GENKI(元気)なメンバー♪健康寿命75歳以上」を目指します。

《実績》令和4年度

アクティブGメン♪75の登録者数 36名

★5次総

施策3 障がい者福祉 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
障がい者福祉の満足度	89.7%	92.6%	92.9%	UP
計画相談支援給付	962人	992人	1,126人	1,620人

施策4 高齢者福祉 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
高齢者福祉の満足度	86.7%	89.1%	89.3%	UP
75歳以上の要介護認定率	29.38%	29.86%	28.77%	25.78%

【第9条関係】

(事業者の社会的責任)
第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。

【第9条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

※ 「せきの未来・社会貢献プロジェクト(みらプロ)」(地域課題や社会的課題に取り組む団体と、社会貢献活動を行いたい事業者のマッチングを行う事業)は、令和2年度で事業を終了。

令和2年度までの実績 みらプロ参加事業所25社、参加団体17団体、プロジェクト数23件

★5次総

施策20 商業 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
商業の満足度	76.2%	85.3%	87.0%	UP
事業者数(主な経済団体への登録者数)	933人	850人	838人	850人

【第10条関係】

(議会の責務)
第10条 議会は、市政に関する重要事項を決定し、市政運営が適正に行われるよう監視します。
2 議員は、市民の多様な意見を聴き、議会の活動に反映します。
3 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供します。

【第10条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1)議会に関する情報提供

定例会や臨時会終了後に、市広報へ一般質問の内容や審議結果などを掲載します。
本会議及び委員会の会議録をインターネット(会議録検索システム)に掲載します。

《実績》令和4年(1月～12月)

市議会だより→年間7回掲載

(2)会議の動画配信

本会議の動画をインターネットで配信します。

《実績》

より多くの方に視聴していただけるよう、YouTube 関市議会公式チャンネル(R2.1～)にて、本会議をライブ配信するとともに、直近の本会議の録画を配信(関市議会ホームページからも YouTube とのリンクにより視聴可能)

※ 「中学生及び高校生を対象にした議員との懇談会」は、令和元年7月の中学生との懇談会を最後に、以後の実績なし。

【第11条関係】

(行政の責務)

第11条 行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、市民の意思を反映します。

[第11条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

→ 第23条 パブリックコメント制度を参照

【第12条関係】

(市長の責務)

第12条 市長は、施政方針を明らかにし、市民のために効率的な市政運営を行います。

2 市長は、市民のために将来を展望し、持続可能なまちづくりを推進します。

3 市長は、市民の意見を聴く機会を設けます。

[第12条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)施政方針

毎年度、市長の施政方針について、市ホームページで公表します。

《実績》令和4年度

令和5年度施政方針を令和5年3月に市ホームページで公表

(2)市民の皆さんと語る会(市長と語る会・車座集会)

市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくことともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより、市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的として、市民の皆さんと語る会を開催します。

《実績》令和4年度

市長と語る会・車座集会の開催回数 4回

★5次総

施策40 広報・シティプロモーション 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
広報・シティプロモーションの満足度	90.5%	90.1%	89.2%	UP

(3)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施

無作為抽出した満16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。

《実績》令和4年度

令和4年11月25日～令和4年12月16日にかけてアンケートを実施

調査対象者(令和4年11月現在 関市に居住している満16歳以上の市民3,000人)

(配布数3,000通 有効回収数1,297通 回収率43.2%)

【第13条関係】

(職員の責務)
第13条 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行います。
2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

[第13条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域支援職員

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員を任命します。

《実績》令和4年度

地域支援職員 15地域に各職員4人、アドバイザー(管理職員)1人の合計75人を任命

(2)市民協働推進員研修会の開催

市民協働推進員を各課に1名配置し、市民協働推進員に対して協働に関する研修会を開催します。

《実績》令和4年度

令和4年10月20日 市民協働推進員研修会 開催

「自治基本条例/協働のまちづくり指針から協働について知り、各課の施策における協働を見直そう」
講師:林 加奈さん(特定非営利活動法人せき・まちづくりNPOぶうめらん 中間支援担当、関市市民活動センター事務局長)

参加者 30人

★5次総

施策43 職員育成 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
行政運営の満足度	83.2%	86.8%	87.8%	UP

【第14条関係】

(総合計画)
第14条 市長は、計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。この場合において、基本構想は、議会の議決を経ることとします。
2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。
3 市長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く市民の意見を聴きます。

[第14条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)基本構想・実施計画の策定及び進行管理

第5次総合計画の策定・実施計画の策定と、進行管理を行います。

《実績》

関市第5次総合計画(2018～2027) 平成30年4月策定

関市第5次総合計画後期基本計画(2023～2027) 令和5年3月策定

(2)行政評価の実施及び公表

効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。

《実績》令和4年度

令和3年度事業の行政評価を実施し、令和4年11月に市ホームページで公表

★5次総

施策41 行財政改革・行政評価 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
行政運営の満足度	83.2%	86.8%	87.8%	UP

【第15条関係】

(財政運営) 第15条 市長は、長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営を行います。 2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを適切に執行します。 3 市長は、予算編成の過程、予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。
--

【第15条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1)長期財政計画

関市健全な財政運営に関する条例第17条の規定に基づき、長期財政計画を策定します。

<参考>関市健全な財政運営に関する条例(平成24年関市条例第17号) (長期財政計画の策定等) 第17条 市長は、毎年度、総合計画との整合性を図った上で、10年の期間における各年度の次に掲げる事項を記載した長期財政計画を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。 (1) 普通会計の歳入歳出見込額 (2) 特別会計及び事業会計の歳入歳出見込額 (3) 関市財政調整基金その他財政の安定化のために資金を留保している基金の現在高見込額 (4) 地方債の現在高見込額 (5) 財政運営判断指標の見込み (6) 実質公債費比率の見込み

《実績》令和4年度

令和5年度～令和14年度の長期財政計画を令和5年2月に市ホームページで公表

(2)予算・決算その他財政状況の公表

予算編成方針・過程の公表や、広報における予算・決算、財政状況等の情報提供、財政状況を分かりやすく解説した「せきのよさん」「せきのけっさん」を公表します。

《実績》令和4年度

令和4年11月に「令和3年度せきしのけっさん」を、令和5年3月に「令和5年度せきしのよさん」を市ホームページで公表

★5次総

施策46 財政運営 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
財政運営の満足度	88.3%	90.3%	89.5%	UP
実質公債費比率	4.8%	3.9%	1.5%	4.0%

【第16条関係】

(行政評価)

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。
2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政運営に反映します。

[第16条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)行政評価制度の実施 ※再掲:第14条関係(2)

効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。

《実績》令和4年度

令和3年度事業の行政評価を実施し、令和4年11月に市ホームページで公表

★5次総

施策41 行財政改革・行政評価 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
行政運営の満足度	83.2%	86.8%	87.8%	UP

【第17条関係】

(危機管理)

第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

[第17条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域防災計画

市、関係機関及び市民が協働して、災害予防、災害警戒・対策等を行うための計画に沿って実行します。

《実績》令和4年度

令和5年3月に関市地域防災計画を改訂

- ・災害対策基本法の改正(R3.5)を踏まえた修正
- ・過去に発生した災害の検証結果や近年の施策の進展等を踏まえた修正
- ・市の状況の変化を踏まえた修正

★5次総

施策25 防災・減災・消防 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
防災・減災・消防の満足度	89.7%	90.0%	90.2%	UP
自主防災会主催の防災訓練延べ開催数	95回	131回	37回	150回

【第18条関係】

(情報の共有)
第18条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。

[第18条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

→第5条、第10条、第15条、第20条、第21条、第27条に規定

(1)まちづくり講演会

市民のまちづくり活動の参考となるような講演会を開催

《実績》令和4年度

令和5年3月10日 関市まちづくり講演会 開催

「地域資本主義によるまちづくり ～地域の課題をジブンゴト化すると関が面白くなってくる!～」

講師:中島みきさん(面白法人カヤック ちいき資本主義事業部長)

参加者 30人

【第19条関係】

(個人情報の保護)
第19条 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の収集、利用及び提供に当たっては、個人情報について慎重かつ適切に取り扱います。

[第19条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、関市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)

※ 個人情報の保護に関する法律の改正により、同法の適用範囲が地方公共団体にまで拡大されたことに伴い、令和5年2月に、関市個人情報保護条例(平成9年条例第45号)を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を定めた関市個人情報保護法施行条例を新たに制定した。

【第20条関係】

(説明責任)
第20条 行政は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明します。
2 行政は、市民の意見、提案及び要望に誠実かつ速やかに答えます。

[第20条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)情報公開制度

関市公文書公開条例(平成9年条例第44号)

《実績》令和4年度

公文書の公開決定状況

公開 40件 部分公開 10件 非公開 1件 不存在 2件

(2)行政手続制度

関市行政手続条例(平成8年条例第27号)

(3)行政評価制度

★5次総

施策41 行財政改革・行政評価 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
行政運営の満足度	83.2%	86.8%	87.8%	UP

(4)パブリックコメント制度

関市パブリックコメント手続実施要綱(平成19年告示第52号)

(5)市民の声・自治会要望等各種要望への対応

市民からの提案や意見、問い合わせ、相談を「市民の声」として電話やメール等で受け付け、速やかに回答します。

また、自治会からの要望を受け付け、速やかに回答します。

《実績》令和4年度

「市民の声」の処理件数 371件

自治会要望の処理件数 160件

【第21条関係】

(審議会等)

第21条 行政は、審議会等の附属機関の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。

2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

[第21条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)審議会等の委員の公募

審議会等の委員は、公募による市民を含めて選任します。

《実績》令和4年6月1日時点

各種審議会等の公募状況

	公募をしている 審議会等の数	公募委員 募集人数	公募委員数	公募による委員 の充足率
令和元年度	14	73	67	91.8%
令和4年度	15	73	65	89.0%

委員会等名	任期	総委員 数	うち公募 委員数	公募委員 募集人数	根拠法令	所管課
農地利用最適化推進委員	3	25	25	25	関市農業委員会条例	農業委員会事務局
農業委員会	3	19	19	19	地方自治法	農業委員会事務局
廃棄物減量等推進審議会	2	15	1	5	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	環境課
自治基本条例推進審議会	2	11	2	3	自治基本条例	市民協働課
男女共同参画推進審議会	2	11	1	3	関市男女共同参画推進条例策定審議会条例	市民協働課
消防委員会	2	10	2	2	消防委員会規則	危機管理課
都市計画審議会	2	20	2	2	都市計画法	都市計画課
景観審議会	2	7	2	2	関市景観条例	都市計画課
立地適正化計画推進協議会	2	13	2	2	関市附属機関設置条例	都市計画課
地域福祉計画推進委員会	3	12	1	1	関市地域福祉計画推進委員会規則	福祉政策課
関市芸術文化振興推進委員会	2	8	1	1	関市芸術文化振興推進委員会規則	文化課
総合計画審議会	2	20	1	若干名	総合計画審議会設置条例	企画広報課
環境審議会	2	16	3	若干名	環境基本条例	環境課
行政改革推進審議会	3	13	3	若干名	関市附属機関設置条例	企画広報課
関市防災基本条例策定専門委員会	2	17	4	若干名	関市防災会議に関する条例	危機管理課
教育委員会	4	4	0	0	地方自治法	教育総務課
社会教育委員	2	15	0	0	社会教育委員設置条例	生涯学習課
公民館運営審議会	2	15	0	0	公民館条例	生涯学習課(中央公民館)
国民健康保険運営協議会	3	13	0	0	国民健康保険法	保険年金課
図書館協議会	2	9	0	0	関市立図書館条例	生涯学習課(図書館)
子ども・子育て会議	2	20	0	0	関市子ども・子育て会議条例	子ども家庭課
せき森林づくり委員会	2	15	4	0	関市森林づくり条例	農林課
高齢者施策等運営委員会	3	16	0	0	高齢者施策等運営協議会規則	高齢福祉課
上下水道事業経営審議会	2	8	0	0	関市上下水道事業経営審議会規則	下水道課
関市健康づくり推進協議会	2	15	0	0	関市健康づくり推進協議会規則	市民健康課
監査委員	4	2	0	0	地方自治法	監査委員事務局
選挙管理委員会	4	4	0	0	地方自治法	選挙管理委員会事務局
公平委員会	4	3	0	0	地方自治法、地方公務員法	行政情報課
固定資産評価審査委員会	3	3	0	0	地方自治法、地方税法	行政情報課
土木水利委員	2	65	0	0	土木水利委員設置規則	建設総務課
民生委員推薦会	3	6	0	0	民生委員法	福祉政策課
文化財審議会	2	6	0	0	文化財保護条例	文化課
公文書公開審査会	3	4	0	0	関市公文書公開条例	行政情報課
個人情報保護審査会	3	4	0	0	関市個人情報保護条例	行政情報課
防災会議	2	30	0	0	災害対策基本法	危機管理課
国民保護協議会	2	24	0	0	関市国民保護協議会条例	危機管理課
スポーツ推進審議会	2	9	0	0	関市スポーツ推進審議会条例	スポーツ推進課
医学生等修学研修資金貸与者選考委員会	2	5	0	0	関市医学生等修学研修資金貸与条例	市民健康課
指定管理者審査委員会	3	3	0	0	関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	管財課
広見財産区管理委員	4	6	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
小野財産区管理委員	4	5	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
東武芸財産区管理委員	4	5	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
南武芸財産区管理委員	4	4	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
富之保財産区管理委員	4	7	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
中之保財産区管理委員	4	6	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
下之保財産区管理委員	4	7	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
公務災害補償等認定委員会	3	5	0	0	関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	秘書課
農業振興地域整備促進協議会委員	2	34	0	0	農業振興地域整備促進協議会設置条例	農林課
小口融資審査委員会	1	9	0	0	小口融資条例	商工課
中小企業従業員退職金共済審議会	3	11	0	0	中小企業従業員退職金共済条例	商工課
奨学生選考委員会	1	5	0	0	奨学資金貸与条例	教育総務課
中池自然の家運営委員会	2	7	0	0	中池自然の家管理運営に関する条例	スポーツ推進課
清潔なまちづくり推進指導委員	2	30	0	0	ポイ捨て等防止条例	環境課
市民活動助成金審査会	2	7	0	0	関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付規則	市民協働課
障がい者総合支援協議会	2	17	0	0	関市障がい者総合支援協議会規則	福祉政策課
児童発達支援センター運営委員会	2	9	0	0	関市附属機関設置条例	子ども家庭課
老人ホーム入所判定委員会	1	5	0	0	老人ホーム入所判定委員会条例	高齢福祉課
小瀬鶴飼習俗総合調査委員会	2	14	0	0	関市小瀬鶴飼習俗総合調査委員会規則	文化課
弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会	2	12	0	0	関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会規則	文化課
行政不服審査会	3	3	0	0	関市行政不服審査会条例	行政情報課
ソーシャルビジネス支援助成金審査会	2	7	0	0	関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付規則	市民協働課
空き家等対策協議会	2	15	0	0	関市空き家等対策協議会条例	都市計画課
特定空家等審査会	2	5	0	0	関市特定空家等審査会条例	都市計画課
公共交通活性化協議会	2	20	0	0	関市公共交通活性化協議会規則	都市計画課
住居表示審議会	-	-	-	-	関市住居表示に関する条例	建設総務課
生活安全推進協議会	-	-	-	-	生活安全条例	危機管理課
廃自動車認定委員会	-	-	-	-	関市放置自動車の処理に関する条例	環境課
生活環境保全対策実行委員会	-	-	-	-	関市生活環境保全条例	環境課
し尿問題審議会	-	-	-	-	関市し尿問題審議会設置条例	環境課
人権教育・啓発推進協議会	-	-	-	-	関市人権教育・啓発推進協議会規則	生涯学習課
公立保育所民営化等検討委員会	-	-	-	-	関市公立保育所民営化等検討委員会規則	子ども家庭課
予防接種健康被害調査委員会	-	-	-	-	関市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	市民健康課
新エネルギービジョン推進検討委員会	-	-	-	-	関市新エネルギービジョン推進検討委員会規則	商工課

委員会等名	任期	総委員 数	うち公募 委員数	公募委員 募集人数	根拠法令	所管課
建設事業評価監視委員会	—	—	—	—	関市建設事業評価監視委員会要領	建設総務課
教育振興計画策定委員会	—	—	—	—	関市附属機関設置条例	教育総務課
退職手当審査会	—	—	—	—	関市職員の退職手当に関する条例	秘書課
公務災害補償等審査会	—	—	—	—	関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	秘書課
介護保険事業者候補選定委員会	—	—	—	—	関市介護保険事業者候補選定委員会規則	高齢福祉課
合 計		771	73	65		

※「／」は、公募に適さない委員会等を示しています。

(2) 審議会等の会議の公開、会議資料・議事録の公表

関市審議会等の会議の公開に関する規程(平成29年訓令甲第2号)

【第22条関係】

(住民投票)

第22条 市長は、市政に関する特に重要な事項について広く住民(市内に住所を有する者をいいます。以下同じです。)の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例(以下「住民投票条例」といいます。)の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

[第22条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

※ 平成28年度第1回自治基本条例推進審議会で、住民投票条例の常設化について提案があり、平成28年度第2回自治基本条例推進審議会において審議されました。

「ただちに常設化をする考えはない。」(事務局)

「常設型にすると、年齢制限や住民の範囲など、かなり議論する必要があると考える。市政や議会がある中で住民の参画をどのように自治基本条例に位置付けるかが課題。常設化により全ての問題が解決するわけではない。急がずに議論していくことが大事である。」(会長)

【第23条関係】

(パブリックコメント制度)

第23条 行政は、重要な計画、制度等(以下「計画等」といいます。)を定めようとするときは、事前にその内容を広く公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し考え方を公表するとともに市民の意見を尊重し、計画等に反映するよう努めます。

[第23条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1) パブリックコメントの実施

市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとするときには、あらかじめ市民に公表し、意見を聞くパブリックコメントを実施します。

《実績》令和4年度

関市パブリックコメント制度 案件一覧表

案件名	担当部署	意見等提出期間			意見	修正
			～			
関市第5次総合計画後期基本計画(案)	企画広報課	R4. 12. 21	～	R5. 1. 20	1	1
第2期関市空家等対策計画(案)	都市計画課	R5. 1. 4	～	R5. 2. 3	0	0
関市公共施設再配置計画改訂版(案)	管財課	R5. 1. 10	～	R5. 2. 9	0	0
第2期環境基本計画(案)	環境課	R5. 2. 20	～	R5. 3. 19	0	0

【第24条関係】

<p>(地域委員会)</p> <p>第24条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会(以下「地域委員会」といいます。)を設立することができます。</p> <p>2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。</p> <p>3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。</p> <p>4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。</p>
--

[第24条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域委員会

関市地域委員会規則(平成27年規則第19号)に基づき、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会を認定します。

《実績》令和4年度

15地域中、14の地域で認定。1地域(瀬尻小学校区)はR5. 10の設立に向けて準備中。

(2)地域づくり支援交付金

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対して地域づくり支援交付金を交付します。

《実績》令和4年度

地域づくり支援交付金→15地域(準備中の1地域を含む。)に対して、37,517,074円交付(予算執行率:82.5%)

(3)地域支援職員<再掲:第13条関係>

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員を任命します。

《実績》令和4年度

地域支援職員 15地域に各職員4人、アドバイザー(管理職員)1人の合計75人を任命

(4)地域委員会活動の促進

地域の課題を解決するため、各地域で取り組まれている地域委員会活動に対する支援を実施します。

《実績》令和4年度

○地域委員会事業一覧表(令和4年度)

地域委員会 R4事業一覧

地域名	内 容				
上之保	ふれまち広報隊	上之保魅力アップ事業	高齢者支援、見守り訪問	子育てサロン	城山登山
	ミニミニギャリー	上之保ふれまち情報紙「ゆめ・あい」を発行	「西国三十三観音塔」魅力アップ事業	地域ふくし懇談会	振興計画
	HP運用	ふるさと便り発信	ふれまち頼り発信	子育て支援夏休み宿題応援塾	武儀・上之保のつどい
	クリーン・ザ・上之保	やっとかめやね まめなかな	古希のつどい	映画会	健康体力づくり講演会・教室・出前講座
	ゆず祭りおもしろイベント	郷友会活動	特産品活用事業	農業体験	
田原	田原グラウンド貸出業務	広報発行	田原ふれあいセンター東側の竹藪整備	ホームページ及びブログの維持	女性のための講座
	田原の遠足	ふれあいセンター大掃除及びセンター周辺の整備	高齢者居場所づくり支援	田原みんなのおうち事業	子育て支援(子育てサロン)
	明王山初日の出登山に協力	消防団支援活動	防災・減災活動	防災農園の管理・作付	ホテルの観察会
	ふれあいセンター周辺の清掃活動	田原ふれあい文化祭	わいわい会議開催	竹細工教室	スマホ講座
	地域の歴史に親しむ	デマンドバスマップ	子供向けイベント	田原ふれあいグラウンドゴルフ大会	田原ふれあいウォーキング大会
	関市スポーツ協会主催行事の支援	地震体験	田原小学校通学路の環境整備	田原地区法令講習会に参加	田原子ども発達サポートセンターの支援及び情報交換会
武儀	NPO通信発行	伝説ロマンウォークの会	武儀青少年育成協議会支援	成人式集合写真プレゼント	武儀ファミリーサポート事業
	除雪活動	買い物支援事業	見まわり隊パトロール	福祉有償運送事業	ササユリ保護
	食と文化の祭典	ムーンライトコンサートin高澤支援	スポーツの仲間づくりのための助成	武儀人材バンクの設置と活用	秋祭り
	津保川産業祭支援	景観形成事業の実施	体験プログラム	農業支援	見守り隊を作ろう
	花の寄せ植え	要介護家庭への雪かき	人の力を伸ばして生かそう	乳幼児学級応援事業	いなかっクラブ
	地域振興計画見直し	ほがらかサロン			
武芸川	青バト(ボランティア人材育成)	ふれあいウォーキング	3×3MUGEGAWA2022開催支援	体験学習会、勉強会、講習会	広報「わかあゆ」の発行
	ドッチビー大会	てらっこ支援	武芸川の魅力の情報発信(HP)	武芸川文化展	LINE・インスタ
	名所探訪ツアー	むげがわフェスティバル2022	ふるさと館の活用	地域内清掃活動支援	防災研修会
	安全・安心な暮らしを守るまち歩き	安全・安心なまちづくり協議会支援	子ども110番の家表札設置更新	小中学校活動支援	高齢者生活支援
	玉入れ大会	スポーツ体験イベント	ハンドメイドマルシェ	まち肌屋	地域振興計画見直し
板取	ふれあい広報の発行	空き家対策事業	有害鳥獣対策事業	荒廃地対策事業	歩道除雪事業
	Facebookページ運用	自然ガイド養成事業	健康スポーツ教室開催	地域見守り事業	観光振興対策事業
	各種スポーツ大会の開催	環境整備事業	カレンダープロジェクト	郷土食伝承事業	ふれあいサロンの開催
	子どもアウトドア教室開催	ふれあいバス運行業務	地域づくりワークショップ開催	地域振興計画見直し関連事業	
下有知	グラウンドゴルフ大会	ウォーキングコースの維持・管理	クリーンアップ作戦	ふれあい文化祭	広報「しもうち」の発行
	子供ふれあい教室	敬老会	防災訓練	大掃除	カローリング大会
	庭木の剪定等	異文化交流料理教室	長良川鉄道沿線草刈り	山王山の整備	ホームページの維持管理
	女性主体事業	交通安全講習会	通学路のカーブミラー・立て看板設置	高齢者が集える場づくり	三世代ふれあい広場
	せきっこ広場	高齢者子育て世代の集える場づくり	自生する竹を利用し家族で物作り体験	下有知地域の開発に係る助成	しもうち公園の管理
	野焼き	ボウリング大会	スポーツテスト	玉入れ大会	ゴルフ大会
	親子クッキング	ふれあい祭り	ふれあい山王山登山		
洞戸	広報誌発行事業	防災対策事業	カラオケ大会	学校協働事業	青空市場・不用品バザー
	生涯学習講座	河川環境整備事業	特産品味噌作り体験・味噌仕込み事業	自主放送番組制作事業	動画編集等講習会
	キウイコンサート・マジックショー	ふれあい事業	KV放送設備維持管理費	地域振興計画見直し事業	体験教室
	ホームページ制作管理事業	洞戸歴史講演会	映画観賞会	夏祭り	洞戸大運動会準備会
	育成会事業	学習支援	有害鳥獣被害対策事業	ピースベルフェスティバル	
	婚活事業	イルミネーション事業			

地域委員会 R4事業一覧

地域名	内 容				
富野	とみのふれあいだよりの発行	寄せ植え教室	太極拳	わくわく手作りカフェ	ルーシーヨガプラス
	富野ふれあい文化祭	防災減災講座	絵手紙	本城山登山	動物駆逐煙火取扱講習会
	本城山頂上整備	防災研修	バランスボール	富野地区戦没者慰霊祭	城址めぐり
	買い物支援バス	夏休み親子壁飾り教室	しめ縄作り	おとしより110番の家連絡会議	運転ボランティア会議
	交通安全運動(国・県)	ごみゼロ運動参加	市政懇談会	英語教室サポート「大人も子供も英会話」開設	清掃
	富野ふれあいファーム	保育園夕涼み会	eスポーツ	三世代ふれあいグラウンドゴルフ大会	花餅作り
	ハンジ植栽	講演会・学習会	市内地域委員会との交流会	玉入れ大会	農村広場整備
	里山交流会	パン教室	農業入門セミナー		
富岡	富岡ふれまち便りの発行	とみトレクラブ	ブログ更新	富岡フラワーロード&クリーンアップ活動	大岡山整備事業
	秋まつり	LINE公式アカウント設置	グラウンドゴルフ大会	マルシェ	ふれあいセンター通信発行
	青パト巡回	青パト講習会・全体会議	ワンコインクッキング	わいわいがやがや会議	Tomikaサポーターズの設定
	演奏会	児童の下校時見守り	こどもマルシェ	バランスボール運動クラブ	
倉知	ふれあいだよりの発行	軒先ショップ「ふれあいマーケット」	ふれあい秋まつり	花壇花植え	女性主体事業コーラス
	防災計画と防災への取り組みの推進	ふれまち通信発行	子育て応援ミニ講座	ずんだ餅作り講座	倉知小・南ヶ丘小環境美化活動協力
	花餅作り講座	正月飾りづくり講座	グラウンドゴルフ大会	センター清掃	小学校見守りボランティアの集い
	フラワーアレンジメント教室	ミニ講座「赤ちゃん・子ども撮影講座」	栗きんとんづくり講座	ふれあいセンター通信発行ウォーキング	
西部	西部ふれまちだより発行	施設の清掃活動	お楽しみ会	小運動会	イルミネーション・シンボルツリー
	バランスボール	リズムふれあい遊び	西部ふれあいまつり(作品展)	クリスマス会	食育教室
	和太鼓演奏(県立総合学園高校)	ホテル観察会	山歩き体験学習	ふるさと冊子作り	認知症サポート講座
	エンディングノートを作ろう	救命救急講習会	SAVE見守り隊事業の支援	青パト乗務員資格取得講習会参加	VIVA長寿 転ばない体づくり
	ふれまちグラウンドゴルフ大会	ウォーキング大会	ポッチャ競技大会	元旦マラソン大会	ひなまつり
安桜	みこしイベント	放課後ふれあいクラブ共催	安桜みまもりたい	伝統行事餅つき	安桜山植樹
	緑ヶ丘中学校新春茶会	イルミネーション設置	鯉のぼり設置	懐かしい写真展	秋祭り(文化祭)
	ガヤガヤ会議	安桜山ウォーキング(春・秋)	夏祭り(夏フェスタ)	花餅作り	センター内外見守り清掃
	安桜すくすくランドクリスマス・ハロウィン共催	こども館クリスマス・ハロウィン共催	軒先ショップ(火曜日)の開催	カラオケ大会	安桜小学校PTA共催事業
	安桜農園管理と野菜収穫	防災訓練	ふれあいだより発行	正月用寄せ植え教室	女性料理教室
	趣味講座	中学生主体事業	中池自然の家宿泊研修	災害時避難所体験	花火大会後の河川清掃
	フリーマーケットの開催	男性料理教室	安桜山清掃	子ども会共催事業	安桜小学校共催事業
	安桜小学校150周年記念事業委員会	歌声喫茶	体力測定	幼児のおやつ作り	災害用非常食用具展示
	苔玉作り				
桜ヶ丘	ふれあいウォーキング	すくすくティータイム	ふれあい講座	桜の里づくり	もりもり運動教室
	あいさつ運動	ふれあい木曜マーケット	どっこい桜っこ	EKOLU	安全看板設置・施設清掃活動
	子どもフラワーデザインスクール	子ども見守り活動	さくらだより発行	桜ヶ丘ふれあい文化祭	お弁当作り
	お弁当配食	活動写真撮影	ふれあいクラブ	生垣刈込	ふれあい夏まつり
	清掃				
旭ヶ丘	ロケット体験教室	広報誌の発行	ワンコイン講習10回	ふれあいセンター大掃除	文化祭作品展・防災グッズ展示
	そば打ち体験会	高齢者見守り事業(水配布)	田んぼの生き物調査	授業参観授業の見守り	ガヤガヤ会議
	認知症サポーター研修	小学生と高齢者の交流会	がやがや夜祭	家庭科ボランティア	プロジェクトK
	ロコトレ体操体験会	防災フェス	スポーツイベント(モルック)	伝承餅つき	寄せ植え体験

地域委員会 R4事業一覧

地域名	内 容				
鮎之瀬 (準備)	敷地内芝生草刈	環境整備作業	夏休みお楽しみ会	松尾山登山道整備	松尾山登山見守り
	広報誌発行	文化祭	防災フェスタ	防災講演会	年末大掃除
	お楽しみ会	講演会等			

○市民活動センターによる地域委員会サポートの実績

市民活動センターが地域委員会を積極的にサポートし、「地域の課題は地域で解決する」まちを目指します。

■地域委員会向けの研修会

- 7月26日 地域振興計画の見直しの目的共有・地域委員会事業の見直しについて
- 10月21日 地域委員会本気ゼミ 第0回「座学とワークで次年度の事業計画を作ってみよう」
- 12月9日 地域委員会本気ゼミ 第1回「地域振興計画の見直しについて全体のスケジュールを見てみよう。アンケートの目的を決めよう」
- 1月20日 地域委員会本気ゼミ 第2回「ガヤガヤ会議の設計をしよう」
- 2月10日 地域委員会本気ゼミ 第3回「実行の体制をつくろう」

■地域支援職員向けの研修会

- 8月9日 地域支援職員研修 「地域振興計画の見直しの目的共有・地域委員会事業の見直しについて」
- 2月8日 地域支援職員研修 「支援職員として、地域振興計画策定にあたり、どのように支援、参画していくべきかを学ぶ」

■地域の自慢大会

- 3月5日 各地域委員会が他の地域委員会に広めたいイチオシ事業について発表した。

★5次総

施策11 市民協働 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
市民協働の満足度	92.2%	90.8%	91.7%	UP
過去1年間に地域活動に参加したことがある市民の割合	59.5%	59.0%	54.0%	80.0%

【第25条関係】

(市民活動センター) 第25条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。
--

[第25条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)市民活動センターの運営

市民活動団体設立、運営、事業等の相談業務やコーディネート、活動の助言などのサポート、人材育成、研修、交流の活動を実施します。

《実績》令和4年度

■センター利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
来場者数	122	140	134	222	97	102	123	138	93	89	127	150
備品利用	86	75	61	64	42	50	68	89	76	66	64	87

平均来場者数:128人/月 (H30年度 238.6人/月)

平均備品利用数:69人/月 (H30年度 152.3人/月)

■センター登録団体数

252団体 (H30年度 230団体)

■相談件数

・市民活動団体、活動を始めたい個人に対する総合的な相談を行った。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
相談数	29件	24件	25件	24件	26件	25件
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談数	24件	17件	18件	12件	25件	21件
平均相談数	22.5件/月 (H30年度 38件/月)					

■プチイベントの開催

・合計12回 延べ参加人数129人 (H30年度 合計12回 延べ参加人数147人)

■関のおしゃべりカフェの開催

・合計10回 延べ参加人数80人 (H30年度 合計20回 延べ参加人数249人)

★5次総

施策11 市民協働 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
市民協働の満足度	92.2%	90.8%	91.7%	UP
過去1年間に地域活動に参加したことがある市民の割合	59.5%	59.0%	54.0%	80.0%

【第26条関係】

<p>(まちづくり市民会議)</p> <p>第26条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言するまちづくり市民会議(以下「まちづくり市民会議」といいます。)を開催します。</p> <p>2 市民は、まちづくり市民会議に主体的に参画します。</p> <p>3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった施策の実現に努めます。</p>
--

[第26条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)まちづくり市民会議の開催

市政全般に関する課題を市民の視点で洗い出し、行政へ政策提言します。

《実績》令和3年度～令和4年度

第10期まちづくり市民会議委員

全員公募による市民で構成。委員は22人。期間は令和3年11月から令和4年8月まで。3チームに分かれて活動。令和4年8月28日に政策提案発表会を開催。

チーム「わかもの」

テーマ 関市在住・在勤の19歳以上独身の若者のつながりがない

提案1 公募による若者と行政1、2年目の行政職員による仮想の課「次世代マーケティング課」をつくって、若者に特化した事業を実施してください。

チーム「ゴミ分別」

テーマ ゴミの分別の周知が十分でない

提案1 ゴミ収集カレンダー以外の手法で、分別の課題部分を特に周知してください。

提案2 ゴミ分別アプリ「さんあ〜る」を小中学校のタブレットに導入し、普及してください。

チーム「中学生の食育」

テーマ 中学生が自分の体づくり(栄養)について学び、実践できる機会がない

提案1 「朝食レシピコンテスト」を開催し、配信動画を学校で活用してください。

提案2 子どもが家で朝食を作ることを目的とした活動を助成金事業で公募し、公募団体を支援してください。

(2)まちづくり市民会議の提案に対する検討

まちづくり市民会議の提案の実現について、担当課において検討し、施策の実現に努めます。

《実績》令和4年度まで

まちづくり市民会議の提案件数(第1期～第10期)72件中、39件が採用(採用率 54.2%)

★5次総

施策11 市民協働 《成果指標》	2017 実績	2019 実績	2022 実績	2027 目標値
市民協働の満足度	92.2%	90.8%	91.7%	UP
過去1年間に地域活動に参加したことがある市民の割合	59.5%	59.0%	54.0%	80.0%

【第27条関係】

(まちづくりに関する住民満足度の調査)

第27条 市長は、まちづくりに関する住民の満足度を調査します。

2 市長は、前項の調査結果を公表し、市政に反映します。

[第27条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施<再掲:第12条関係(3)>

無作為抽出した満16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。

《実績》令和4年度

令和4年11月25日～令和4年12月16日にかけてアンケートを実施

調査対象者(令和4年11月現在 関市に居住している満16歳以上の市民3,000人)

(配布数3,000通 有効回収数1,297通 回収率43.2%)

(2)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の公表
市ホームページ上でアンケートの結果を公表します。

《実績》令和4年度

令和4年度アンケート調査結果報告書を令和5年3月に市ホームページで公表

【第28条関係】

(国、県その他の自治体との協力)

第28条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。

[第28条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

地域創生・3市広域連携協定、東海環状自動車道沿線都市相互の地域活性化推進のための交流連携、中濃広域行政事務組合ほか

【第29条関係】

(他地域との交流)

第29条 市民、議会及び行政は、国内外の地域及び団体との多様な交流をまちづくりに生かします。

[第29条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

《実績》令和5年度

姉妹都市・モジダスクルーゼス市(ブラジル)、南アフリカラグビー協会との交流

令和5年5月 モジダスクルーゼス市長が関市を公式訪問

令和5年7月 関市長が南アフリカラグビー協会を公式訪問

(令和元年にラグビー南アフリカ代表がW杯日本大会の事前キャンプを関市で開催したことが交流のきっかけ)

関市長がモジダスクルーゼス市を公式訪問

【第30条関係】

(関市自治基本条例推進審議会)

第30条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。

4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。

5 審議会は、学識経験者、公共的団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する15人以内の委員で組織します。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

[第30条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]
関市自治基本条例推進審議会の開催

《実績》

審議会の開催実績 4回開催(H28 2回、H29 1回、R1 1回)

【第31条関係】

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。